

令和 7 年度 北諏訪小学校 いじめ防止基本方針

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義と基本姿勢
- 3 いじめ防止のための組織

第 2 章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための取組

第 3 章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための取組（年間計画）

第 4 章 組織対応

第 5 章 重大事態への対処

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす人権にかかわる重大な問題である。このいじめが発生しないためには、すべての児童が安心して学校生活を送ることを保証することを前提とし、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重しあう人間関係の構築などが必要である。

次に、いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組んでいく。

いじめた児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

さらに、いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分に理解できるようにする。

2. いじめの定義と基本姿勢

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条において次のように規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けた児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。・・・「上越市いじめ防止基本方針抜粋」

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外し、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、タブレット端末等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめに対する基本姿勢

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうる

さ…最悪のことを想定
し…慎重に
す…素早く
せ…誠実に
そ…組織で対応

ことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。
- ・PDCAサイクルによるいじめ防止の取組に対する評価を行い、本基本方針が確実に機能するようにする（市基本方針第3-1（1）②）。
- ・本基本方針の内容を容易に確認できるようにするためホームページに載せるほか、年度の開始時に児童及び保護者に説明する（市基本方針第3-1（1）⑧）。

3. いじめ防止のための組織

- （1）名称：「いじめ不登校対策委員会」
- （2）構成員：校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、学級担任（スクールカウンセラー）
- （3）活動内容：①学校いじめ防止基本方針の策定（市基本方針第3-1（1）①）
 - ②いじめの未然防止に向けた環境づくりと年間計画の作成（市基本方針第3-2（1）②）
 - ③いじめの組織的対応の中核（市基本方針第3-2（1）①）
 - ④「子どもを語る会」での情報共有（市基本方針第3-2（1）④）
 - ⑤学校いじめ防止基本方針の見直し（市基本方針第3-2（1）⑥）
 - ⑥緊急会議の開催といじめかどうかの判断（市基本方針第3-2（1）⑤）
 - ⑦緊急対応

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学級活動、行事等それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識をもって日々取り組んでいく。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの未然防止のための取組と指導内容（市基本方針第3-1（1）②）

（1）相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために。

（コミュニケーション能力）

- ・全校ソーシャルスキル教育（SSE）を通して、「あいさつ」「あたたかい言葉がけ」など、人間関係作りの基本となる技能を学ぶ。相手の気持ちを考えて行動できる児童を学校全体で育てていく。
- ・「ほかほか月間」を設定し、相手を思いやることの大切さについて考えさせていく。
- ・考え、議論する道徳科を要とした道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、いじめや差別をしない意思を持たせる。（市基本方針第2-2（1）②）
- ・人権強調週間を設けて、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。

- ・中学校区あいさつ運動を展開する。
- ・「いじめ見逃しゼロスクール集会」等で小中学校間の交流を促進し、コミュニケーション能力を高める機会とする。

(2) 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見つけられるように。

(自己有用感、存在感、肯定感)

- ・学級における個の役割を保証したり、一人一人が活躍できる内容や場面を多く設定したりして、ほめることを大切にする。具体的にほめることを継続し、児童の存在感、学級への所属感を高める。
- ・縦割り班活動を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。
- ・学級で問題が起きていない時こそ、ほめる。みんなが楽しむ活動を共有し、喜びを分かち合う体験を積む。児童一人一人の思いや願いの実現のため、やる気に満ちた学級を目指す。
- ・一人一人が「分かる」「参加する」授業を目指す。少人数を生かした個別指導によって基礎基本を確実に定着させる。また、自分の考えをもち、表現し、認め合う活動を重視し、全員が参加できる授業づくりを心がける。

(3) 規範意識を高めるために。(思考・判断力)

- ・児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級を目指す。
- ・長期休業・連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間や学校全体で繰り返し徹底した指導を行う。
- ・インターネットを介したトラブルの実態や予防法など、情報モラル教育の指導を充実させる。また、保護者にも適切な使用について講演会を開いたり、おたよりなどで啓発したりしていく。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。教職員はこの認識をしっかりとち、些細な兆候であってもいじめではないかとの視点で対応に努める。

2. いじめ早期発見のための取組

(1) 学校

①教職員間の情報交換（組織的対処方法）（市基本方針第3－1（2）⑦）

- ・週1回の子どもの語る会での情報交換
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報活用（保護者との連携）

②教育相談体制

- ・月1回の「（いじめ調査を含んだ）学校生活アンケート」や年2回の人間関係実態把握アンケートと、その後の「個人面談」と指導の実施。（市基本方針第3－1（2）⑦）
- ・心配される児童への定期的な相談の実施。
- ・カウンセラーによる相談体制の確立と担当への報告、連絡、相談の徹底。
- ・インターネット上のいじめについては、教育委員会やネットパトロール機関と連携し対応する。

③特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり。

④ 教職員の人権感覚を磨き、アンテナを高くした実態把握。（日頃からの対話の重視。）

【学校におけるいじめのサインの例】

×「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なる喧嘩だろう。」「…の考えは捨てる。

- ☐ 急な体調不良 ☐ 遅刻や早退の増加 ☐ 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ☐ 学用品、教科書、体育着の紛失 ☐ 学用品の破損、落書き ☐ 授業への遅参
- ☐ 保健室への来室の増加 ☐ 日頃交流のない児童との行動 ☐ バイ菌扱いするおにごっこ
- ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ☐ 多数児童からの執拗な質問
- ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ☐ 行間や休み時間の単独行動
- ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ ☐ 突然のあだ名 ☐ 決まったメンバーでのプロレスごっこ
- ☐ 特定児童からの忌避、逃避 ☐ 特定児童の持ち物からの逃避 等

（２）家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報。
- ・学校職員と保護者の間に、些細なことでも、気になることは気軽に相談できるような関係づくりに努める。

【家庭におけるいじめのサイン例】

- ☐ 登校しぶり ☐ 転校の希望 ☐ 外出の回避 ☐ 感情の起伏の顕著化
- ☐ 教師や友達への批判増加 ☐ 隠し事の発覚 ☐ 家庭でのお金の紛失
- ☐ 荒くなる金遣い ☐ 長時間の電話や過度に丁寧な対応 ☐ 衣服の不必要な汚れ
- ☐ 体への傷やいたずらの痕跡 ☐ 保護者来校の拒絶 ☐ 過度なネットへの対応 他

（３）地域との連携

- ・ホームページ、学校だよりによる教育活動の広報と周知。（市基本方針第３－１（２）⑧）
- ・登下校時の交通指導、あいさつ運動の活動を通した児童の実態の情報交換。
- ・主任児童委員・民生委員と学校職員間の情報交換を主とした地域連携。

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐ 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐ 一人だけ離れて登下校している。 ☐ 故意に遅れて登校している。
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐ 地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

(4) いじめ防止等に関するPDCAサイクルによる取組年間計画（市基本方針第3-1（1）②）

	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月 PD	・「いじめ防止基本方針」の内容の確認 ・スクールカウンセラーによる教育相談開始 ・学級開き ・1年生を迎える会	・毎週木曜：子どもを語る会（前年度からの引継ぎ）	・PTA総会や学級懇談会での「いじめ防止基本方針」の説明 ・春のあいさつ運動 ・家庭確認、個別面談（希望制）
5月 D	・すくすく運動会 ・ほかほか遠足 ・にこにこ班遊び	・子どもを語る会 ・生活（いじめ）アンケートと教育相談の実施	・学校運営協議会 ・体育大会に向けた環境整備活動
6月 D	・同和教育現地学習 ・人権強調月間（いじめ見逃しゼロ強調月間） ・全校SSEの実施 ・人間関係実態把握アンケート（児童・教師）（1回目）	・子どもを語る会 ・人間関係実態把握アンケート（児童・教師） ・人間関係実態把握アンケートを受けての担任による教育相談（必要に応じて）の実施	・保・幼・小連絡会
7月 DCA	・学校評価	・子どもを語る会 ・児童、保護者アンケートと教育相談の実施	・地域懇談会
8月 A	・同和教育研究指定地区制度推進事業 講演会		・保育園参観、情報交換会
9月 PD	・ほかほか月間の取組（ほかほか集会など） ・人権教育、同和教育授業	・子どもを語る会 ・生活（いじめ）アンケートと教育相談の実施	・東中区あいさつ運動
10月 D	・マラソン大会 ・にこにこ班遊び ・全校SSEの実施	・子どもを語る会 ・生活（いじめ）アンケートと教育相談の実施	
11月 D	・学習発表会 ・ほかほか月間の取組（絆集会など） ・いじめ見逃しゼロスクール集会 ・人権同和教育授業公開 ・人間関係実態把握アンケート（児童・教師）（2回目）	・子どもを語る会 ・人間関係実態把握アンケート（児童・教師） ・人間関係実態把握アンケートの結果を受けての担任による教育相談の実施	・中学校区合同のいじめ見逃しゼロスクール集会 ・人権同和教育参観授業
12月 CA	・学校評価	・子どもを語る会 ・児童、保護者アンケート	・個別面談による児童理解
1月 AP	・にこにこ班遊び	・子どもを語る会	
2月 D		・子どもを語る会 ・生活（いじめ）アンケート	

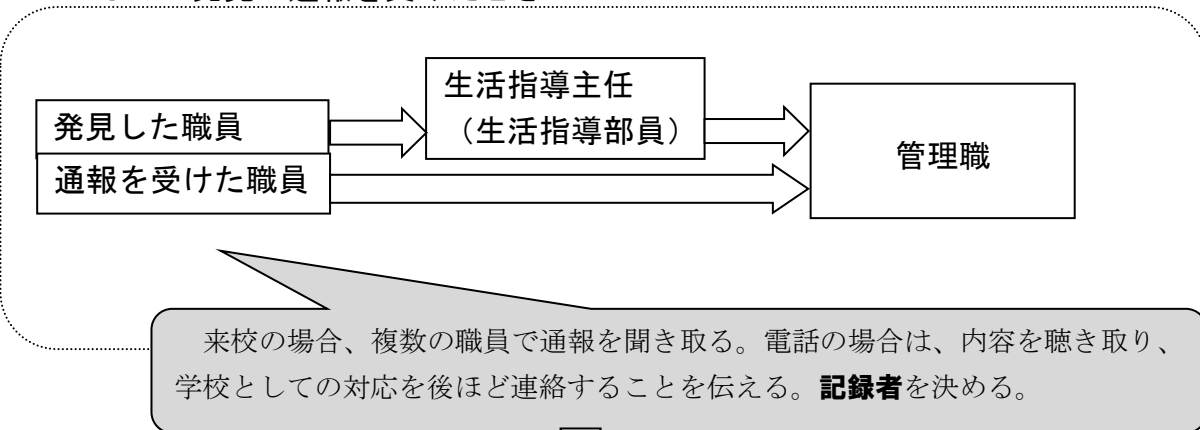
		と教育相談の実施	
3月DCA	・6年生を送る会	・子どもを語る会	

第4章 組織対応

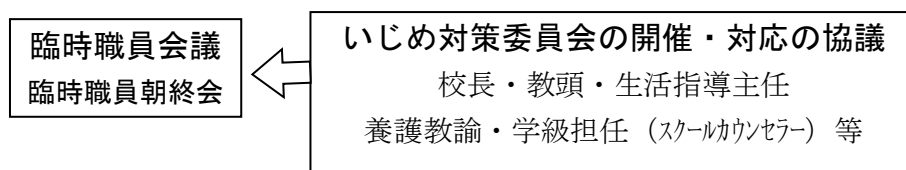
1. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（市基本方針第3-3（3））

いつまでに、何を誰がするか？

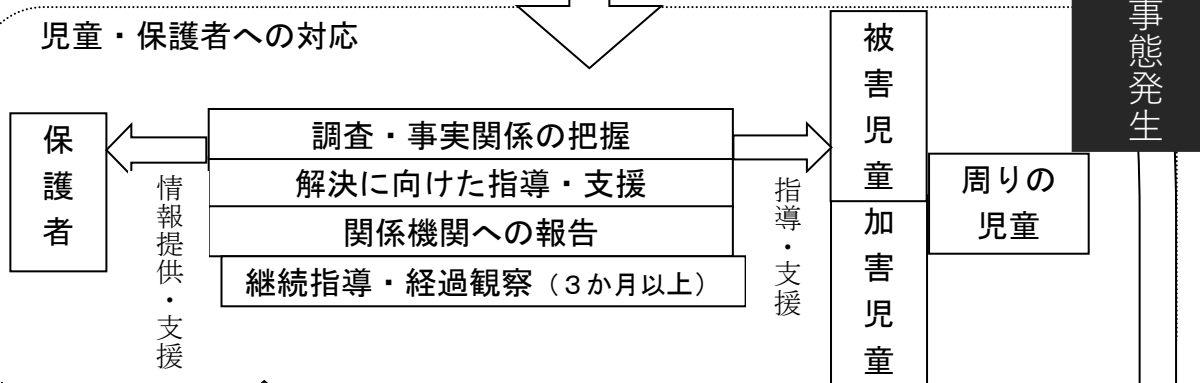
いじめの発見・通報を受けたとき



情報の共有と対応の協議



児童・保護者への対応



重大事態発生

連携

○JAST
（上越あんしんサポートチーム）
○学校運営協議会
○児童相談所
○有識者 ○警察

・教育委員会へ報告
・初期調査の実施
・上越市いじめ問題対策連絡協議会
・上越市いじめ防止対策等専門委員会
・上越市いじめ問題再調査委員会

2. 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任 → 教頭・生活指導主任 → 校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。

3. いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめの疑いに関する情報があつた時に開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。(市基本方針第3-2(1)⑤)
- (2) 情報受信者だけで問題を抱えることなくいじめ対策委員会の職員が協力し、組織的に対応する。(市基本方針第3-2(1)①)

①被害児童への対応

- ・教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にせずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- ・家庭と協力しながら、自尊感情を損なわないようケアする。

②加害児童への対応

- ・いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- ・『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はせず、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。

③周辺児童への対応

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して傍観者もいじめの加害者の一員であることを指導する。

(市基本方針第3-3(1)④)

④被害児保護者、加害児保護者に対して

- *保護者とは直に会って面談を行う。
- *保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。
- *保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

⑤ネット等を介したいじめへの対応

- *ネット等を介した不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4. 専門機関との連携

- ・必要に応じ、J A S T、児童相談所、適応指導教室と連携して解決にあたる。

第5章 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- 〔平成 25 年 6 月 いじめ防止対策推進法 より〕

2. 重大事態への対処

(1) 報告

重大事態が発生した旨を、上越市教育委員会に速やかに報告する。上越市教育委員会と相談しながら、管理職が中心となって学校全体で解決にあたる。

(2) 初期調査の実施

- ① いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列的に明確にする。
- ② 調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ⑥ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ⑦ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院などの場合）は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。